

議案第13号

つくばみらい市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市立学校体育施設の開放に関する条例（平成25年つくばみらい市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「小学校」の次に「（旧十和小学校を含む。）」を加える。

別表第1中

幼稚園	体育館及び運動場	午後5時から午後9時	午前8時から午後9時まで
小学校	体育館及び運動場	まで	の間であって、課外活動、
中学校	体育館、柔剣道場及び卓球場	午後7時から午後9時まで	部活動その他の学校活動の状況を考慮の上支障がないと開放施設の学校長及び園長が認める時間

」を

幼稚園	体育館及び運動場	午後5時から午後9時	午前8時から午後9時まで
小学校	体育館及び運動場	まで	の間であって、課外活動、
中学校	体育館、柔剣道場及び卓球場	午後7時から午後9時まで	部活動その他の学校活動の状況を考慮の上支障がないと開放施設の学校長及び園長が認める時間。ただし、旧十和小学校においては教育委員会が認める時間

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 施設の使用申請その他必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

令和5年2月27日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 印

提案理由

十和小学校跡地の体育館及び運動場を支障のない時間の範囲で、引き続き学校開放事業の一環として開放するため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市立学校体育施設の開放に関する条例(平成25年つくばみらい市条例第24号)新旧対照表

改正案		現行	
(趣旨)		(趣旨)	
<p>第1条 この条例は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第137条、社会教育法(昭和24年法律第207号)第44条第1項及びスポーツ基本法(平成23年法律第78号)第13条第1項の規定に基づき、市民のスポーツ、レクリエーションその他社会教育の振興を図るため、つくばみらい市立幼稚園、小学校<u>(旧十和小学校を含む。)</u>及び中学校の体育施設を学校教育上支障がないと認められる範囲内において市民の利用に供すること(以下「学校体育施設の開放」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>		<p>第1条 この条例は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第137条、社会教育法(昭和24年法律第207号)第44条第1項及びスポーツ基本法(平成23年法律第78号)第13条第1項の規定に基づき、市民のスポーツ、レクリエーションその他社会教育の振興を図るため、つくばみらい市立幼稚園、小学校<u>_____</u>及び中学校の体育施設を学校教育上支障がないと認められる範囲内において市民の利用に供すること(以下「学校体育施設の開放」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	

別表第1(第3条関係)

区分	開放施設	開放日時	
		月曜日から金曜日 まで	土曜日、日曜日、祝日及 び長期休業日
幼稚園	(略)	(略)	午前8時から午後9時までの間であって、課外活動、
小学校	(略)		部活動その他の学校活動の状況を考慮の上支障がないと開放施設の校長及び園長が認める時間。
中学校	(略)	(略)	ただし、旧十和小学校においては教育委員会が認める時間

別表第1(第3条関係)

区分	開放施設	開放日時	
		月曜日から金曜日 まで	土曜日、日曜日、祝日及 び長期休業日
幼稚園	(略)	(略)	午前8時から午後9時までの間であって、課外活動、
小学校	(略)		部活動その他の学校活動の状況を考慮の上支障がないと開放施設の校長及び園長が認める時間
中学校	(略)	(略)	ただし、旧十和小学校においては教育委員会が認める時間

備考	備考
1 (略)	1 (略)
2 (略)	2 (略)